

盛岡広域振興局長告示第76号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成25年9月20日

盛岡広域振興局長 杉原永康

1 開発区域に含まれる地域の名称

- (1) 第2-3工区 紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番1の一部
- (2) 第2-4工区 紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番1の一部
- (3) 第3-1工区 紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番1の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称 紫波郡紫波町日詰字西裏23番地1 紫波町